

令和4年2月

選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今回行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切の日（令和4年4月15日）までとします。
- (2) 選挙運動をする際は、当連盟の選挙規程を遵守することはもちろんのこと、社会通念上、公正な選挙を妨げると考えられている行為（虚偽事実の公表、他の候補者や当該候補者の支持者などに対する名誉棄損その他誹謗中傷行為など）は厳に控えていただきますようお願いします。当連盟の選挙規程に反し、公正な選挙を妨げる行為を行った場合には、処分の対象となる可能性がございますのでご注意ください。
- (3) 郵便物やメール送信による選挙運動について、送付先や送信先のお相手の気持ちに十分配慮した上、ご対応いただくようお願いします。